

釧路市夜間急病センター・児童発達支援センター有人警備業務委託 仕 様 書

1 警備の目的

火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し財産の保全を図り、釧路市の業務の円滑なる運営に寄与する。

2 警備対象

釧路市夜間急病センター、釧路市児童発達支援センター施設内及び施設周辺部

3 警備委託内容

- (1) 有人警備の日 通年（休日なし）
- (2) 有人警備の勤務時間帯 18時から翌日の8時まで 最低1人を配置
- (3) 主たる警備業務 夜間急病センターの開設時間（18時30分から翌日の7時まで）の市民対応

(4) 業務内容

業務内容は、次のとおりとし、別紙時間帯を基本に実施する。

- ア 夜間の入館者の対応及び館内の整理等
- イ 夜間の防災及び警報関係の対応（非常災害時の対応を含む。）
- ウ 夜間の児童発達支援センター室内への不法侵入の確認及び通報
- エ 自動ドア等玄関の開閉状況の確認及び館内の施錠等の確認
- オ その他防犯、防災上必要と認める事項
- カ 夜間の状況報告書(日誌)の作成及び報告

(5) 委託者が特に必要と認める事項等

- ア 夜間の積雪等による除雪（小雪の場合）
- イ 冬期の児童発達支援センター内ガス暖房機器の操作（運転・停止）
- ウ 地震、強い風雨や風雪等による建物の被害状況の確認及び対応
- エ 護身用の警棒、巡回中の緊急連絡用トランシーバーの所持
- オ その他、委託者が特に必要と認める事項がある場合は、別途指示する

4 通報・連絡

受託者は、盗難、火災等の異常を発見又は発生の恐れありと判断した場合は速やかに警察署、消防署に通報するとともに、当該施設の責任者に連絡して適切な処置をとること。

5 鍵の預託

受託者は、対象施設に係る警備上必要な鍵を予め釧路市より預かり、受託

者の責任のもとに使用する。

6 協議

その他必要な事項については、委託者と受託者で協議のうえ対処することとし、警備に万全を期すよう十分配慮のうえ業務を遂行すること。

別紙

時 間	業 務 内 容	備 考
18 時 00 分～	警備業務開始	
18 時 30 分～	① 2 階エレベーターホール各扉施錠 ② 夜間急病センター受付開始時、案内板設置及びシャッター開放	
19 時 30 分～	① 児童発達支援センター職員退館後、児童発達支援センター内（5 階～3 階及び1 階）巡回警備 ② 児童発達支援センター内巡回警備終了後、機械警備開始	※土・日・祝日・年末年始は 18 時 30 分～
20 時～	施設外周巡回警備	※土・日・祝日・年末年始は 19 時～
02 時～	施設外周巡回警備	
07 時～	正面玄関自動ドア施錠	
07 時 30 分～	① 夜間急病センター内巡回警備 ② 正面玄関自動ドア開錠 ③ 2 階エレベーターホール各扉開錠 ④ 機械警備解除	
～08 時 00 分	児童発達支援センター職員（用務員）へ引継ぎ 警備業務終了	

※1 上記時間帯以外は、警備室内での入館者対応及び警備業務とする。

※2 災害発生時及び事故等発生時には、上記時間帯業務に関わらず臨機に対応すること。